

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月20日
【会社名】	株式会社A S J
【英訳名】	ASJ INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 丸山 治昭
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市栄町三丁目2番16号
【電話番号】	048(259)5111
【事務連絡者氏名】	取締役 IR部長 仁井 健友
【最寄りの連絡場所】	埼玉県川口市栄町三丁目2番16号
【電話番号】	048(259)5111
【事務連絡者氏名】	取締役 IR部長 仁井 健友
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,220,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 込むべき金額の合計額を合算した金額 791,220,000円 (注) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、 当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定し た場合の金額であります。そのため、行使価額が修正又 は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込 むべき金額の合計額は増加又は減少いたします。また、 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当 社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約 権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少いたし ます。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	15,000個(本新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	5,220,000円
発行価格	本新株予約権1個につき348円(本新株予約権の目的である株式1株当たり3.48円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年6月6日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社A S J I R部 埼玉県川口市栄町三丁目2番16号
払込期日	平成28年6月7日(火)
割当日	平成28年6月7日(火)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 川口支店

(注) 1. 本新株予約権の発行については、平成28年5月20日(金)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日までに払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものいたします。

3. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

割当予定先の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる普通株式の総数は1,500,000株、本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、本新株予約権者による注6.(3)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額(本欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。 3 行使価額の修正頻度:本新株予約権者による本新株予約権の行使の都度、本欄第2項に記載のとおり修正される。 4 行使価額の下限:当初金238円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。) 5 交付株式数の上限:本新株予約権の目的となる普通株式の総数は1,500,000株(平成27年9月30日現在の総議決権数63,518個に対する割合は23.62%)、交付株式数は100株で確定している(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):362,220,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。 8 本新株予約権には、20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が本欄第4項に記載の行使価額の下限を下回った場合、当社が本新株予約権1個当たり金348円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する義務を負うとする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,500,000株とする(交付株式数は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 本新株予約権の発行後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

	<p>3 本欄第2項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>4 調整後の交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後の行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 行使価額は、当初金524円とする。ただし、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整されることがある。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、時価算定日の修正後行使価額に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が金238円(以下「下限行使価額」という。ただし、本欄第3項による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て(以下総称して「株式分割等」という。)をする場合</p> <p>調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割当てする場合を含む。))は、新株予約権を無償で発行したものととして本 を適用する。)

調整後の行使価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利))に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の行使価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日)以降これを適用する。

ただし、本 に定める証券(権利)又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後の行使価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利))に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日(以下「転換・行使開始日」という。)において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第2項に定める場合を除く。)。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、時価算定日が、振替機関(「(1)募集の条件」注3.に定める振替機関をいう。以下同じ。)の定める新株予約権行使請求を取り次がない日の初日より前である場合に限り、本項第(2)号に基づく行使価額の調整を行うものとする。ただし、下限行使価額については、常にかかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額(下限行使価額を含む。以下本号において同じ。)、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金791,220,000円</p> <p>上記金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。そのため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額を加えた額を、当該行使請求の時点において有効な発行株式数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成28年6月8日から平成30年9月30日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄の各項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認められた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 川口支店</p>

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。なお、注2.に記載のとおり、当社は割当予定先との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めたファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」という。)を締結する予定である。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金348円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金348円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11銀行営業日が経過する日に、本新株予約権1個当たり金348円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記20連続取引日の間に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本号の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。ただし、注1.に記載のとおり、本新株予約権に係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」という。)において、割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の普通株式に係る総議決権数63,518個(平成27年9月30日現在)に対して23.62%の希薄化が生じます。なお、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式については、当社の株価動向や財務状況を考慮しつつ、自己株式を活用することも都度検討してまいります。当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、当社の意思・判断によって機動的かつ柔軟な資金調達を行うための自由度を確保すること、及び当社の自己資本の充実を実現し、財務健全性を強化することが可能な資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の選択にあたっては、株式会社N T Tデータ・アイテックス(現「アイテックス株式会社」、以下「アイテックス社」という。)の株式取得に伴い金融機関から調達した短期借入金(その後の借り換えも含め、以下「株式取得借入金」という。)を中長期のデット性の資金にて代替し、エクイティ性の資金調達は行わないこと、あるいは公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても検討いたしました。今回の資金調達は、株式取得借入金を、急激な希薄化を回避し既存株主の利益に配慮しつつ、株価動向に合わせた機動的なエクイティ性の資金調達により返済することで、自己資本の充実及び今後の借入による調達余力の拡充を通じた財務健全性の強化と財務戦略の柔軟性の確保を目的としていることから、このような目的に沿った資金調達方法として、資金調達金額や時期を相当程度コントロールでき、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制することのできるエクイティ性資金の調達が最適であると考えました。そのような状況の中、割当予定先より、第三者割当による本新株予約権の発行及び本ファシリティ契約のご提案をいただきました。

本ファシリティ契約は、注2.に記載のとおり、当社と割当予定先との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、ファシリティ特約期間(注2.において定義する。以下同じ。)中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株予約権の行使を可能とすること、割当予定先は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されます。本ファシリティ契約上、割当予定先は本新株予約権の行使義務を負いませんが、本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が主体的に資金調達金額や時期を相当程度コントロールすることができる調達手段であると考えられます。さらに、上記のとおり、本

新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式は1,500,000株で一定であることから、本新株予約権の行使による株式価値の希薄化が限定されているため、既存株主に与える影響を抑えながら自己資本の充実を実現し、財務健全性の強化を図ることが可能であると考えられます。

当社は、今回の資金調達に際し、上記記載の背景並びに以下に記載する本資金調達方法の特徴及び他の資金調達方法との比較を総合的に勘案した結果、本ファシリティ契約付の本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

[本資金調達方法の特徴]

本資金調達方法の特徴は、以下のとおりとなります。

本新株予約権の行使の制限

ファシリティ特約期間においては、()希薄化による既存株主への影響、株価動向を総合的に判断した上で、当社の意思決定に基づき、機動的かつ柔軟な資金調達が可能であり、()当社が本新株予約権の行使を要請しない限り、原則として割当予定先は本新株予約権を行使できないこととなっています。

希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は1,500,000株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式数が限定されていること(本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数63,518個(平成27年9月30日現在)に対する希薄化率は23.62%)により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落時における当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定限度に制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

割当予定先との約束事項

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、残存する本新株予約権の全てが行使された日、当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり348円の支払を完了した日、割当予定先が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日又は平成30年9月30日のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)の発行又は売却(ただし、ストックオプションに関わる発行、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除く。)を行わないこと、並びに上記の発行又は売却を実施することにかかる公表を行わないことに合意する予定であります。

譲渡制限

割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないこととなっています。

本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由として以下の事由が定められる予定です。

- (ア) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり348円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。
- (イ) 当社は、組織再編行為を当社の株主総会等で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり348円にて、残存する本新株予約権の全部を取得します。
- (ウ) 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11銀行営業日が経過する日に、本新株予約権1個当たり348円にて、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の（ア）～（エ）のようなデメリットがあります。

- （ア）本新株予約権による資金調達は、割当予定先が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっているため、別記「2 新規発行による手取金の使途（1）新規発行による手取金の額 差引手取概算額」欄に記載された資金調達の額に相当する資金を短期間で調達することは難しくなっております。
- （イ）本新株予約権は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、割当予定先が本新株予約権を全て行使したとしても別記「2 新規発行による手取金の使途（1）新規発行による手取金の額 差引手取概算額」欄に記載された資金調達の額に相当する資金を調達できない可能性があります。
- （ウ）第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することが難しくなっております。
- （エ）本ファシリティ契約において、割当予定先は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されているものの、割当予定先が本新株予約権を行使しない場合には、その行使されなかった本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の資金調達がなされないこととなります。

[他の資金調達方法との比較]

公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。また、通常数週間の準備期間を要するため、株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があると考えられます。

第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（以下「MSCB」という。）

は、MSCBの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数（希薄化率）が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。

新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかが不透明であると考えられます。

本ファシリティ契約の付かない新株予約権は、新株予約権の割当先の裁量で自由に新株予約権の行使が可能となることから、当社が権利行使の量とタイミングをコントロールすることができず、機動性及び希薄化の観点から適当ではないと考えられます。コミットメント型（割当先が一定数量の行使義務を負う形態）は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことになり、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることと考えられます。

株式取得借入金を、中長期のデット性の資金にて代替し、エクイティ性の資金調達は行わない場合、自己資本の充実及び今後の借入による調達余力の拡充が図れず、財務戦略の柔軟性を確保するという目的が達成できないことが考えられます。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使期間を約2年3ヶ月間とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額の修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載のとおり。）を第三者割当の方法によって割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだ本ファシリティ契約を締結する予定です。

[本ファシリティ契約の内容]

当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に当社と割当予定先との間において本ファシリティ契約を締結する予定です。本ファシリティ契約は、当社と割当予定先との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、以下のとおり、ファシリティ特約期間中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株予約権の行使を可能とすること、割当予定先は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等を規定するものです。

割当予定先は、平成28年6月8日から平成30年6月30日までの期間(以下「ファシリティ特約期間」という。)においては、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の行使期間内であっても、本ファシリティ契約の規定に従って行使する場合のほかは本新株予約権を行使しないことに同意します。ただし、当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間においてはこの限りではありません。

当社は、ファシリティ特約期間において、本ファシリティ契約の規定に従い、随時、何回でも、割当予定先に対して本新株予約権の行使を要請する期間(以下「行使要請期間」という。)及び行使要請期間中に割当予定先に対して行使を要請する本新株予約権の個数(以下「行使要請個数」という。)を定めることができます。

当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めたときは、行使要請期間の初日の前取引日までに、割当予定先に対して通知(以下「行使要請通知」という。)を行います。なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実等について公表がされた後でなければ、行使要請通知を行うことができません。

当社が行使要請通知を行った場合、割当予定先は、行使要請通知に定める行使要請期間中において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力します。ただし、割当予定先は、本新株予約権を行使する義務を負いません。

1回の行使要請通知に定める行使要請期間は、20取引日以上期間です。

1回の行使要請通知に定める行使要請個数は、1,000個以上、7,000個以内の範囲です。

当社は、割当予定先に対し、撤回通知を交付することにより、その時点で未行使の行使要請個数のある行使要請通知を撤回することができます。ただし、行使要請通知に係る残存行使要請期間(撤回通知が行われた日(当日を含む。))から当該行使要請通知に係る行使要請期間終了日までの期間をいう。)が3取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

約2年3ヶ月間の行使期間のうち最後の3か月間は、自由裁量期間となり、割当予定先は自社の裁量で自由に行使することが可能となります。

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、残存する本新株予約権の全てが行使された日、当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり348円の支払を完了した日、割当予定先が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日又は30年9月30日のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)の発行又は売却(ただし、ストックオプションに関わる発行、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除く。)を行わないこと、並びに上記の発行又は売却を実施することにかかる公表を行わないことに合意する予定であります。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先と丸山治昭氏の間で株券貸借取引契約の締結を行う予定ですが、現時点では契約内容に関して決定した事実はございません。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

6. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権の行使は、行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われます。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生します。

7. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
791,220,000	13,000,000	778,220,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額（5,220,000円）に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額（786,000,000円）を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少いたします。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少いたします。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用及び差引手取金の概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり778,220,000円です。具体的な使途については、平成28年6月8日から平成30年9月30日にかけて、「1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の欄外注1.に記載の株式取得借入金800,000,000円の返済に充当する予定です。なお、株価推移により株式取得借入金の返済予定金額を上回る資金調達が実現した場合は、金融機関から借り入れているその他既存借入金の返済に充当する予定です。

本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合、株式取得借入金の中長期の借り換え等、他のデット性の資金へ代替させることや、自己資金等により返済することを検討してまいります。また、調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて別途保管する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

割当予定先の概要		
名称	S M B C 日興証券株式会社	
本店の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
代表者の役職及び氏名	取締役社長 清水 喜彦	
資本金	100億円	
事業の内容	金融商品取引業等	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社三井住友銀行 100%	
提出者と割当予定先との関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成28年4月30日現在)	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成28年4月30日現在)	2,200株
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引等関係	該当事項はありません。	

(2) 割当予定先の選定理由

当社は割当予定先以外の金融機関からも提案を受けましたが、割当予定先より提案を受けた本資金調達手法及びその条件は、当社の成長を加速度的に進めるアイテックス社の株式取得に関連した株式取得借入金を、急激な希薄化を回避し既存株主の利益に配慮しつつ、株価動向に合わせた機動的なエクイティ性の資金調達により返済することで、自己資本の充実及び今後の借入による調達余力を拡充させ、財務健全性の強化と財務戦略の柔軟性を確保することで、今後の成長を財務面からサポートする当社のニーズに最も合致しているものと判断いたしました。

その上で、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の欄外注1. 及び2. に記載の本資金調達方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、「(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する普通株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、割当予定先への割当を決定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員である割当予定先により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割り当てようとする株式の数

割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は以下であります。

S M B C 日興証券株式会社：1,500,000株

(4) 株券等の保有方針

本新株予約権買取契約において、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針です。また、割当予定先はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針です。

当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定める予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、割当予定先の平成28年3月31日現在の計算書類等から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先は東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の内容として譲渡制限は設けておりません。ただし、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果のレンジの範囲内で348円としました。なお、当該算定機関は、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等についての一定の前提（当社の株価（476円）、当社株式のボラティリティ（54%）、配当利回り（0.4%）、無リスク利率（0.2%）、当社による行使要請は株価が行使価額を上回っている場合に実施されること、本ファシリティ契約における行使要請可能期間の満了日までまたは本新株予約権の全てについて権利行使がなされるまで当社による行使要請を継続すること、並びに割当予定先は当社による行使要請が行われた場合、株価が行使価額を上回っている限り当社普通株式出来高の一定割合の範囲内で権利行使を実施すること、等）を置き、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の欄外注1.及び2.に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。また、行使価額は当初、平成28年5月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10%上回る額としました。

これらの結果、本日現在において当社監査等委員会から、監査等委員の全員一致の意見として本新株予約権の払込金額は上記算定結果に照らして割当予定先に特に有利でなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数63,518個（平成27年9月30日現在）に対して23.62%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により、財務健全性の強化と財務戦略の柔軟性の確保を通して企業価値の増大を目指すものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要の適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社普通株式の過去2年間（平成26年5月から平成28年4月まで）の1日当たりの平均出来高は72,827株であり、直近6か月間（平成27年11月から平成28年4月まで）の同出来高においても、43,379株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数1,500,000株を行使期間である約2年3ヶ月間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は約2,630株（平成27年11月から平成28年4月までの直近6か月間の1日当たり平均出来高の6.06%）となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、割当予定先との間で、当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等を規定する本ファシリティ契約を締結する予定であるとともに、当該調達資金を当社グループの持続的かつ長期的な成長の実現に向けた買収に関連した株式取得借入金の返済に充当することに鑑み、発行数量の規模は合理的であるとと考えております。

また、本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が主体的に資金調達金額や時期を相当程度コントロールすることができること、当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
丸山 治昭	埼玉県川口市	3,165,600	49.84%	3,165,600	40.32%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	136,300	2.15%	136,300	1.74%
A S J 従業員持株会	埼玉県川口市栄町3丁目2-16	117,700	1.85%	117,700	1.50%
田村 公一	埼玉県川口市	114,600	1.80%	114,600	1.46%
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4-1	113,600	1.79%	113,600	1.45%
青木 邦哲	埼玉県川口市	99,800	1.57%	99,800	1.27%
堀 正明	埼玉県川口市	91,300	1.44%	91,300	1.16%
黒岩 潤司	東京都練馬区	89,700	1.41%	89,700	1.14%
丸山 徳廣	埼玉県川口市	85,000	1.34%	85,000	1.08%
田代 博之	埼玉県さいたま市南区	81,900	1.29%	81,900	1.04%
計	-	4,095,500	64.48%	4,095,500	52.16%

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、それぞれ平成27年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である普通株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、「割当後の所有株式数」の算出に当たり、割当予定先の所有株式数には本新株予約権の目的である株式の数を加算していません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る「割当後の所有株式数」は1,500,000株、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は19.10%となります(平成28年4月30日現在で割当予定先が保有している当社の普通株式2,200株を除く。)

4. 上記のほか、当社は平成27年9月30日現在で自己株式901,300株を保有しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第 4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第32期事業年度）の提出日（平成27年6月24日）以後、本有価証券届出書提出日（平成28年5月20日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

1（平成27年6月25日提出の臨時報告書）

当社は、平成27年6月23日開催の第32期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金2円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行、責任限定契約締結できる役員等の範囲、剰余金の配当等を取締役会決議とするための変更であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、丸山治昭、青木邦哲、沼口芳朗、田代博之、星俊秀、仁井健友の6氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、田村公一、安永嵩、藤原哲の3氏を選任するものであります。なお、安永嵩氏、藤原哲氏は社外取締役であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、石井次男氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額について年額2億円以内と定めるものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額について年額5千万円以内と定めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果
(会社提案)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果	
					賛成比率	可否
第1号議案	49,512	62	0	(注1)	99.9%	可決
第2号議案	49,516	58	0	(注2)	99.9%	可決
第3号議案				(注3)		
丸山 治昭	49,495	79	0		99.8%	可決
青木 邦哲	49,495	79	0		99.8%	可決
沼口 芳朗	49,493	81	0		99.8%	可決
田代 博之	49,493	81	0		99.8%	可決
星 俊秀	49,493	81	0		99.8%	可決
仁井 健友	49,491	83	0		99.8%	可決
第4号議案				(注3)		
田村 公一	49,511	63	0		99.9%	可決
安永 嵩	49,511	63	0		99.9%	可決
藤原 哲	49,511	63	0		99.9%	可決
第5号議案				(注3)		
石井 次男	49,482	92	0		99.8%	可決
第6号議案	49,463	111	0	(注1)	99.8%	可決
第7号議案	49,464	110	0	(注1)	99.8%	可決

(注1) 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

(注3) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計することにより、各可決要件を満たしております。

なお、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は、加算しておりません。

2 (平成28年2月4日提出の臨時報告書)

当社は、平成28年1月21日開催の取締役会において、特定子会社の異動を伴う子会社の取得を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2及び第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

(1) 取得対象子会社の概要

商号	株式会社 N T T データ・アイテックス		
本店の所在地	東京都中央区東日本橋二丁目7番1号		
代表者の氏名	堀北 隆夫		
資本金の額	452百万円		
純資産の額	538百万円		
総資産の額	978百万円		
事業の内容	管理部門系 E R P (人事、給与、就業及び総務系ワークフロー) に特化したコンサルティング、業務パッケージ開発・販売・運用支援及び保守サービス並びに関連する S I ソリューション事業。		
取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益			
決算期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期
売上高	1,062百万円	1,014百万円	1,013百万円
営業利益	26百万円	49百万円	28百万円
経常利益	22百万円	31百万円	19百万円
純利益	23百万円	35百万円	20百万円
当社と取得対象子会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係	資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。	
	人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。	
	取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。	

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、クラウドサービス、決済代行サービス等を中心としたインターネットサービスを提供する企業として、事業展開を行っております。

株式会社 N T T データ・アイテックスは、創業以来人事管理に特化したシステム「ePro_Staff」

「PRO_STAFF-」を主力商品として事業展開を行っております。

また、N T T データグループである株式会社 N T T データ・ビジネスインテグラルが提供を行っている E R P パッケージ「Biz (ビジネスインテグラル)」の中においても人事管理システムの提供を行っております。

この度、株式会社 N T T データ・アイテックスの株式を取得し、子会社化することで、S I (システムインテグレーション) 事業の拡大及び同社の人事管理システムをベースとしたクラウドサービスの提供を行うことによる業容の拡大が見込まれると判断いたしました。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式会社 N T T データ・アイテックス 普通株式 754百万円

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(4) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社 N T T データ・アイテックス
住所	東京都中央区東日本橋二丁目7番1号
代表者の氏名	堀北 隆夫
資本金	452百万円
事業の内容	管理部門系 E R P (人事、給与、就業及び総務系ワークフロー) に特化したコンサルティング、業務パッケージ開発・販売・運用支援及び保守サービス並びに関連する S I ソリューション事業。

(5) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前： - 個

異動後： 18,808個

総株主等の議決権に対する割合

異動前： - %

異動後： 85.7%

(6) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社は平成28年1月21日開催の取締役会において、株式会社 N T T データ・アイテックスの株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。同社の資本金の額は、当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、同社は特定子会社に該当いたします。

異動の年月日：平成28年2月29日(予定)

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第32期事業年度)及び四半期報告書(第33期事業年度第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年5月20日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については_____ 野で示しております。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日(平成28年5月20日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

(1) 事業内容に関するリスク

(中略)

売上債権の回収について

当社事業における売上債権は、消費者、個人事業主、中小企業等を対象とした少額債権が多数を占めております。当該債権を回収する方法は利用者の利便性を考慮し、銀行振込、口座振替及びクレジットカード決済並びにコンビニ決済等、多岐にわたっておりますが、その一方で、利用者側で能動的に代金が支払われない場合には、当該売上債権の回収が滞る可能性があります。

当社は、可能な範囲で前受けによる料金体系をとっておりますが、売上債権が未回収債権となった場合には、電話、F A X、電子メール、郵便等による督促、場合によってはサービサーの活用及び訴訟の提起等の法的措置による回収を実施し、可能な範囲で債権回収に努めており、回収不能と認められる部分について貸倒引当金を計上しておりますが、今後の経済状況等の影響により、破産等による未払者数や未回収金額が増加した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(中略)

(2) 事業体制に関するリスク

(中略)

小規模組織の管理体制について

当社グループは、平成28年3月31日現在、従業員数172名と組織が小さく内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。今後におきましては、必要に応じて人員の拡充を図っていく方針であります。人員の増加に対する管理体制の構築が順調に進まない場合には、業務に支障をきたす可能性もあり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(中略)

(3) コンプライアンスに関するリスク

(中略)

個人情報保護について

当社グループは、ネットサービス事業を通じて、多数の個人情報を保持しております。このため、お預かりしている個人情報について、当社グループは「個人情報の保護に関する法律」による個人情報取扱事業者としての義務を課せられており、法令に則って作成したプライバシーポリシーを当社サイト上に提示し、これに則り個人情報の管理をするとともに、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク®の取得を行う等個人情報保護体勢の構築を積極的に推進しております。

しかしながら、システムの瑕疵等により、個人情報が外部に流出する事態が生じた場合には、事後処理にかかる多額のコスト負担や、損害賠償請求を受ける可能性もあり、また当社グループのシステムが社会的信用を失い、企業イメージの悪化等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティについて

当社グループでは、利用者の個人情報はじめとする情報の管理並びに保管等に関する規程の策定、社内ネットワークの監視及び、カード情報取扱業務においては、クレジットカード業界におけるグローバルスタンダード基準であるPCIDSSVer. 3.0レベル1に完全準拠をする等、情報セキュリティの確保に関して可能な限りの取り組みを行っております。

しかしながら、関係者の故意による情報の持ち出しや当社ネットワークへの悪意あるハッキング、未知のコンピューターウイルスへの感染やファイル共有ソフトの誤使用等による情報漏洩等が発生する可能性は否定できません。当社グループは、継続的な情報管理体制の強化に努めておりますが、万一情報漏洩等が発生した場合には、当社グループの信用を失い、事業活動及び業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

海外での事業活動について

当社グループでは、日本のほか、海外子会社において、アメリカの法律、規制等に従って、研究開発業務等を展開しておりますが、輸出入に関する規制、関税等の租税に関する制度の制定又は改定等、その他予期しない法律の制定又は改定等が行われたり、集団提訴の提起、多額の損害賠償命令、関連法令等に基づく勧告や手続の執行を受ける可能性があります。また、戦争、テロリズム、紛争又はその他の要因による社会的又は政治的混乱等の発生により、当社グループの事業活動及び業績等に重大な影響を及ぼす可能性があります。

損害賠償責任等について

当社グループでは、インターネットによる通信販売サイトの運営及び利用者がインターネット上で通信販売サイト構築等を容易に行うことを可能にするサービス等を提供しております。インターネット通信販売事業において、当社グループは売買契約等の当事者となり、商品・役務の品質、内容に責任を負います。規約において、商品の保証に関しては、特に指定のない限り製品保証書の内容に準拠するものとしており、商品の販売、役務の提供に際しては、関係法令を遵守し、品質管理に万全を期していますが、欠陥のある商品を販売し、又は欠陥のあるサービスを提供した場合、監督官庁による処分を受ける可能性があるとともに、商品回収や損害賠償責任等の費用の発生、信用低下による売上高の減少等により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、決済代行サービスにおいては、売買契約等の当事者とはならず、規約においても、取扱禁止商品等や禁止行為を明示し、販売者又は役務提供者と購入者又は役務の提供を受ける者との間で生じたトラブルについて、当社グループは責任を負わず、当事者間で解決すべきことを定めています。しかし、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等を侵害する行為、詐欺その他の法令違反行為等が行われた場合に、問題となる行為を行った当事者だけでなく、当社グループもシステム提供者として責任を問われ、当社グループに対して苦情がなされたり、補償を求められる場合や集団訴訟が提起されること等が生じた場合、当社グループの事業活動及び業績等に重大な影響を及ぼしたり、当社グループの信用毀損につながる可能性があります。

(中略)

(5) 設備投資及び投融資に関するリスク

当社グループは、事業の維持・成長のために、継続的な設備投資並びにサービス販売等に関わる業務を有利に行う為、資金の効率的な運用目的の為に投融資を行っております。今後も、業務提携、資金運用等、必要に応じて設備投資並びに投融資を行い、事業の拡大を図る方針です。その際の設備投資額並びに投融資額につきましては、現在の事業規模と比較して多額となる可能性もあり、当社グループの財務状況等、経営全般にわたるリスクが拡大する可能性があります。また、資産価値の下落や、投融資先の経営成績及び財政状態の推移により、投融資額を回収出来ない場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 株式の希薄化に関するリスク

当社は、平成28年5月20日開催の取締役会において、第三者割当による第1回新株予約権の発行を決議いたしました。

上記の新株予約権の目的となる普通株式は1,500,000株であり、当社の発行済普通株式総数(平成28年3月31日現在)の20.68%を占めております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

3. 最近の業績の概要について

(1) 第33期連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の業績の概要

平成28年5月9日開催の取締役会で承認され、平成28年5月9日に公表した第33期連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される連結財務諸表ではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないので、監査報告書は受領しておりません。

なお、この連結財務諸表の金額については千円単位とし、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	822,352	1,167,123
受取手形及び売掛金	26,391	218,804
有価証券	10,341	109,698
商品及び製品	26,700	30,644
仕掛品	31	12,759
原材料及び貯蔵品	2,831	2,292
繰延税金資産	268	2,512
未収入金	186,831	221,880
その他	6,518	26,991
貸倒引当金	25	25
流動資産合計	1,082,240	1,792,681
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	836,718	846,335
減価償却累計額	277,363	306,927
建物及び構築物(純額)	559,355	539,407
車両運搬具	14,634	15,990
減価償却累計額	9,058	3,123
車両運搬具(純額)	5,576	12,866
工具、器具及び備品	160,847	201,418
減価償却累計額	145,376	186,101
工具、器具及び備品(純額)	15,470	15,317
土地	793,720	793,720
有形固定資産合計	1,374,122	1,361,311
無形固定資産		
のれん	22,841	385,963
ソフトウェア	149,510	256,953
その他	23,969	136,631
無形固定資産合計	196,321	779,548
投資その他の資産	137,717	69,096
固定資産合計	1,708,160	2,209,956
資産合計	2,790,401	4,002,637

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	44,364	70,715
短期借入金	350,000	1,150,000
未払金	168,071	203,461
未払法人税等	7,565	23,034
前受金	115,447	238,312
賞与引当金	-	31,230
その他	44,029	92,937
流動負債合計	729,477	1,809,692
固定負債		
退職給付に係る負債	-	132,803
役員退職慰労引当金	-	29,140
その他	5,310	4,983
固定負債合計	5,310	166,928
負債合計	734,788	1,976,620
純資産の部		
株主資本		
資本金	919,250	919,250
資本剰余金	872,031	821,371
利益剰余金	665,235	674,855
自己株式	403,265	403,265
株主資本合計	2,053,252	2,012,211
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	93	15
為替換算調整勘定	2,267	195
その他の包括利益累計額合計	2,361	180
非支配株主持分	-	13,624
純資産合計	2,055,613	2,026,017
負債純資産合計	2,790,401	4,002,637

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	1,211,033	1,535,629
売上原価	643,713	847,203
売上総利益	567,320	688,426
販売費及び一般管理費		
役員報酬	94,666	96,784
給料	195,305	206,604
支払手数料	89,720	99,321
その他	211,198	250,243
販売費及び一般管理費合計	590,890	652,954
営業利益又は営業損失()	23,570	35,472
営業外収益		
受取利息	1,553	992
受取配当金	3,284	3,503
為替差益	2,369	-
その他	1,293	1,353
営業外収益合計	8,501	5,849
営業外費用		
支払利息	2,261	2,669
為替差損	-	1,186
その他	590	462
営業外費用合計	2,852	4,318
経常利益又は経常損失()	17,921	37,003
特別利益		
固定資産売却益	-	4,109
特別利益合計	-	4,109
特別損失		
固定資産除却損	9,645	-
特別損失合計	9,645	-
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	27,566	41,113
法人税、住民税及び事業税	10,129	17,963
法人税等調整額	1,864	283
法人税等合計	11,993	17,680
当期純利益又は当期純損失()	39,559	23,433
非支配株主に帰属する当期純利益	-	1,108
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	39,559	22,324

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 ()	39,559	23,433
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	68	108
為替換算調整勘定	3,692	2,071
その他の包括利益合計	3,761	2,180
包括利益	35,798	21,252
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	35,798	20,144
非支配株主に係る包括利益	-	1,108

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	919,250	872,031	717,499	403,265	2,105,516
当期変動額					
剰余金の配当			12,704		12,704
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()			39,559		39,559
連結子会社の増加による非支配株主持分の増減					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	52,264	-	52,264
当期末残高	919,250	872,031	665,235	403,265	2,053,252

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	25	1,425	1,399	-	2,104,117
当期変動額					
剰余金の配当					12,704
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()					39,559
連結子会社の増加による非支配株主持分の増減					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	68	3,692	3,761		3,761
当期変動額合計	68	3,692	3,761	-	48,503
当期末残高	93	2,267	2,361	-	2,055,613

当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	919,250	872,031	665,235	403,265	2,053,252
当期変動額					
剰余金の配当			12,704		12,704
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()			22,324		22,324
連結子会社の増加による非支配株主持分の増減					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		50,660			50,660
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		50,660	9,620		41,040
当期末残高	919,250	821,371	674,855	403,265	2,012,211

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	93	2,267	2,361	-	2,055,613
当期変動額					
剰余金の配当					12,704
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()					22,324
連結子会社の増加による非支配株主持分の増減				63,079	63,079
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					50,660
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	108	2,071	2,180	49,455	51,635
当期変動額合計	108	2,071	2,180	13,624	29,596
当期末残高	15	195	180	13,624	2,026,017

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	27,566	41,113
減価償却費	94,560	98,686
固定資産除却損	9,659	-
固定資産売却損益(は益)	-	4,109
のれん償却額	12,514	12,839
負ののれん償却額	437	437
受取利息及び受取配当金	4,837	4,495
賞与引当金の増減額(は減少)	-	7,442
支払利息	2,261	2,669
為替差損益(は益)	164	325
売上債権の増減額(は増加)	243	55,472
たな卸資産の増減額(は増加)	11,898	60,313
前払費用の増減額(は増加)	209	17,902
未収入金の増減額(は増加)	34,675	36,207
仕入債務の増減額(は減少)	8,619	13,084
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	194	561
未払消費税等の増減額(は減少)	10,025	4,731
未払金の増減額(は減少)	27,692	20,011
未払費用の増減額(は減少)	723	3,567
前受金の増減額(は減少)	5,169	47,787
その他	878	377
小計	85,710	127,329
利息及び配当金の受取額	4,837	4,495
利息の支払額	2,256	3,026
法人税等の支払額	10,511	6,245
法人税等の還付額	1,336	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	79,115	122,553
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	9	9
有価証券の取得による支出	299,480	-
有価証券の償還による収入	299,480	-
有形固定資産の取得による支出	10,538	11,086
無形固定資産の取得による支出	79,728	96,276
長期前払費用の取得による支出	-	7,550
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	347,873
投資活動によるキャッシュ・フロー	90,276	462,795
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	12,701	12,706
短期借入れによる収入	-	800,000
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	101,224
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,701	686,068
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,200	1,709
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	20,661	344,117
現金及び現金同等物の期首残高	803,335	782,673
現金及び現金同等物の期末残高	782,673	1,126,791

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは、ネットサービス及びそれに付随するサービスを展開しております。また、当社においては不動産賃貸事業も展開しております。

当社グループは、これらの事業体によって構成されておりますが、これらを事業セグメントと認識した上で、集約基準に基づいて集約を行い、「ネットサービス事業」及び「その他事業」という2つの集約後の事業セグメントを報告セグメントとしております。

「ネットサービス事業」は、当社、株式会社イー・フュージョン、株式会社A S J コマース及びASUSA Corporationから構成されており、「その他事業」は、当社サービスのうち不動産賃貸事業により構成されております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	ネットサービス事業	その他事業	
売上高			
外部顧客への売上高	1,198,901	12,132	1,211,033
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	4,162	4,162
計	1,198,901	16,294	1,215,196
セグメント利益	230,574	10,654	241,229
セグメント資産	804,579	71,376	875,955
その他の項目			
減価償却費	68,519	3,871	72,391
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	79,318	-	79,318

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社グループは、従来、当社及び関係会社を事業セグメントとして認識した上で、集約基準に基づいて集約を行い「ネットサービス事業」と「その他事業」の2事業を報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より、単一セグメントに変更しております。

当社は、平成28年2月29日に、アイテックス株式会社(旧 株式会社NTTデータ・アイテックス)の株式を取得し子会社化いたしました。これによる事業規模の拡大に伴い、当社独自のサーバー技術の優位性を活用したサービスの新規開発をグループ全体でさらに積極的に推進しております。

このような状況を踏まえ、当社グループの事業展開、経営資源の配分、現在の経営管理体制等の観点から事業セグメントについて再考した結果、当社グループの事業を一体として捉えることが合理的であり、また「その他事業」については、売上高及び利益の重要性が乏しいことから、事業セグメントは単一セグメントが適正であると判断したことによるものであります。

この変更により、当社グループは単一セグメントとなることから、当連結会計年度のセグメント記載を省略しております。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容 (差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前連結会計年度
報告セグメント計	1,215,196
セグメント間取引消去	4,162
連結財務諸表の売上高	1,211,033

(単位:千円)

利益	前連結会計年度
報告セグメント計	241,229
全社費用 (注)	264,799
連結財務諸表の営業利益又は営業損失 ()	23,570

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理営業部門に係る一般管理費であります。

(単位:千円)

資産	前連結会計年度
報告セグメント計	875,955
全社資産 (注)	1,954,445
その他の調整額	40,000
連結財務諸表の資産合計	2,790,401

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金及び管理営業部門にかかる資産であります。

(単位:千円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額	連結財務諸表計上額
	前連結会計年度	前連結会計年度	前連結会計年度
減価償却費	72,391	22,169	94,560
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	79,318	11,178	90,496

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社建物の設備投資額であります。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	323.61円	316.80円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）	6.23円	3.51円

（注）1．当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額（ ）（千円）	39,559	22,324
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額（ ）（千円）	39,559	22,324
期中平均株式数（株）	6,352,200	6,352,200

3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	2,055,613	2,026,017
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	-	13,624
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	2,055,613	2,012,392
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	6,352,200	6,352,200

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（2）第33期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の業績の概要

平成28年5月9日開催の取締役会で承認された第33期事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される財務諸表ではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

なお、この財務諸表の金額については千円単位とし、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	788,579	流動負債	1,534,686
現金及び預金	463,870	買掛金	11,541
売掛金	21,666	短期借入金	1,190,000
有価証券	100,000	未払金	188,670
貯蔵品	2,075	未払費用	9,111
前払費用	6,147	未払法人税等	6,590
未収入金	193,007	前受金	108,220
その他	1,812	預り金	9,191
固定資産	2,732,664	その他	11,359
有形固定資産	1,355,923	固定負債	4,844
建物	534,117	その他	4,844
構築物	2,516	負債合計	1,539,530
車両運搬具	12,840	純資産の部	
工具器具備品	12,728	株主資本	1,981,728
土地	793,720	資本金	919,250
無形固定資産	207,627	資本剰余金	792,525
ソフトウェア	126,205	資本準備金	229,812
その他	81,421	その他資本剰余金	562,712
投資その他の資産	1,169,113	利益剰余金	673,218
投資有価証券	32,945	その他利益剰余金	673,218
関係会社株式	1,128,652	繰越利益剰余金	673,218
長期前払費用	5,568	自己株式	403,265
その他	1,948	評価・換算差額等	15
		その他有価証券評価差額金	15
		純資産合計	1,981,713
資産合計	3,521,244	負債純資産合計	3,521,244

（注） 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		703,400
売上原価		289,116
売上総利益		414,283
販売費及び一般管理費		450,712
営業損失		36,428
営業外収益		
有価証券利息	924	
受取配当金	3,503	
その他	1,525	5,953
営業外費用		
支払利息	3,251	
その他	424	3,675
経常損失		34,151
特別利益		
固定資産売却損	4,109	4,109
税引前当期純損失		30,041
法人税、住民税及び事業税		3,277
当期純損失		33,319

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
平成27年4月1日残高	919,250	229,812	562,712	792,525	719,242	719,242	403,265	2,027,752	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					12,704	12,704		12,704	
当期純損失					33,319	33,319		33,319	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	46,023	46,023	-	46,023	
平成28年3月31日残高	919,250	229,812	562,712	792,525	673,218	673,218	403,265	1,981,728	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年4月1日残高	93	93	2,027,846
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			12,704
当期純損失			33,319
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	108	108	108
事業年度中の変動額合計	108	108	46,132
平成28年3月31日残高	15	15	1,981,713

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）を採用しております。
その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
・時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
-----	---

(2) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～50年
車両運搬具	6年
工具器具備品	4～20年

2) 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。
- ・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては該当がないため計上しておりません。
-------	--

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
-----------	-------------------------------

(6) 表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度まで「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「未収入金」は132,473千円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 438,916千円

(2) 関係会社に対する短期金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	50千円
関係会社に対する短期金銭債務	42,105千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	32,928千円
売上高	6,394千円
販売費及び一般管理費	26,533千円
営業取引以外の取引高	1,259千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	901,300株	- 株	- 株	901,300株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び、繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)

未払事業所税 340千円

繰延税金資産(流動)小計 340千円

評価性引当額 340千円

繰延税金資産(流動)計 - 千円

繰延税金資産(固定)

税務上の繰越欠損金 42,283千円

その他有価証券評価差額金 4千円

減損損失 11,913千円

繰延税金資産(固定)小計 54,202千円

評価性引当額 54,202千円

繰延税金資産(固定)計 - 千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株)A S J コ マース	直接 100.0	資金の借入	資金借入	40,000	前払費用	539
				借入返済	40,000		
				利息支払 (注)	590	短期借入金	40,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 借入利息は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 311円97銭

(2) 1株当たりの当期純損失 5円25銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日	平成27年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第3四半期)	自 至	平成27年10月1日 平成27年12月31日	平成28年2月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月22日

株式会社A S J

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 宗夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和 哲夫 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社A S Jの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A S J及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社A S Jの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社A S Jが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月22日

株式会社A S J

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 宗夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和 哲夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社A S Jの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A S Jの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月8日

株式会社A S J

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 宗夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和 哲夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社A S Jの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社A S J及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。